平成２６年（フ）第２１７２号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘３棟303号
債務者　磯田　邦壽
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７号
山口市吉敷下東１丁目６番14―103号　ハビテーションパール
債務者　宮崎　幸江
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
山口県防府市自力町１番18号　自力ハイツ103、前住所山口県防府市石が口３丁目10番20―105号　ルセロ明光
債務者　山田美佐子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋541番地１
債務者　藤井ますよ
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６号
香川県丸亀市山北町158番地１
債務者　白井　正信
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７号
香川県丸亀市垂水町693番地２、住民票上の住所香川県丸亀市飯野町東二甲994番地８
債務者　仲川翔大朗
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２７６号
長崎県長崎市深堀町２丁目57番地
債務者　久保　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
長崎県長崎市滑石２丁目17番１号
債務者　初田　直人
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
長崎県長崎市錦１丁目12番17号　ひまわり荘202号
債務者　川津　栄子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
長崎県大村市武部町241番地５　エムズ武部202号、前住所長崎県大村市松山町882番地８松山団地Ｃ棟203号
債務者　林田美保子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６号
長崎県大村市赤佐古町164番地９、前住所長崎県大村市玖島３丁目543番地１　クレストールエリカ102号
債務者　赤瀬　一敏
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７２９号
仙台市太白区松が丘35番11号　ティアラハウス松が丘Ⅰ―103、従前の住所仙台市太白区土手内３丁目６番11号
債務者　菊地　周尚
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４４号
宮城県宮城郡松島町手樽字大日向６番地の６、従前の住所宮城県石巻市真野字小島250番地２
債務者　阿部　博秋
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４５号
宮城県宮城郡松島町手樽字大日向６番地の６、従前の住所宮城県石巻市真野字小島250番地２
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
秋田市新屋田尻沢中町６番28号
債務者　伊藤　元哉
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５１号
茨城県桜川市真壁町東矢貝321番地２
債務者　島田　光枝
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１号
金沢市上安原町441番地
債務者　髙田　　博
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
金沢地方裁判所